平成２６年（フ）第５５４号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―1010号、前住所大阪市淀川区西中島２丁目12番21―1003号
破産者　中道　　実
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００６号
広島市南区宇品御幸３丁目14番４―303号
破産者　中原　伸一
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０３号
広島市佐伯区三筋１丁目５番14―103号
破産者　坂井　智明
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９号
大分県佐伯市鶴岡西町１丁目316番地
破産者　長沢　啓三
1　決定年月日　平成26年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字五十嵐27番地６　双葉団地25―５
破産者　永澤　勝彦
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
青森県三沢市東岡三沢３丁目78番地29号、住民票上の住所青森県三沢市中央町２丁目３番10号
破産者　岩澤　一広
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２３６号
静岡県富士市入山瀬２丁目１番30号
破産者　依田美津子
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２２８号
鹿児島県霧島市国分松木町１番12―９号　ハイツ日建Ｂ―201、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目26番10号　第２薬師荘
破産者　佐藤万佐子
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７０号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目11番24号　野村ビル202号
破産者　市田　博子
1　決定年月日　平成26年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第１３５号
相模原市中央区星が丘４丁目２番55号　ペディメントⅠ・３Ｃ
破産者　円藤　文香（旧姓田村）
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４６号
富山県中新川郡立山町寺田1288番地２
破産者　松井　　操
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７３号
大阪府松原市松ヶ丘１丁目12番16―210号
破産者　窪田　茂人
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
大阪府南河内郡太子町大字山田3552番地、前住所堺市西区鳳南町５丁674番地１　コージーオオトリ206号
破産者　當間　美樹（旧姓長嶺）
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３２号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目１番７―408号
破産者　冨田　　元
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３４号
堺市西区鳳中町９丁４番地１　サンハイツ鳳206号、前住所大阪府高石市羽衣１丁目５番47号
破産者　長畑　正弘
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３９号
大阪府柏原市平野１丁目６番１号
破産者　狩山亜希子
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３４３号
堺市南区鴨谷台３丁２番８―401号
破産者　山本　　功
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３５０号
堺市中区陶器北1047番地18
破産者　小島　　学
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８号
兵庫県姫路市北平野６丁目１番66―207号　スカイコート姫路、従前の住所兵庫県揖保郡太子町東出281番地９
破産者　西山　孝幸
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３１号
兵庫県姫路市白浜町寺家１丁目212番地４　グルーヴィ白浜206号
破産者　道本よし子
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３６号
兵庫県高砂市伊保崎南25番21号　クラウン南ハイツ301
破産者　田畑　依利
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１４１号
兵庫県赤穂市南野中287番地２　ボヌール赤穂202、従前の住所兵庫県赤穂市塩屋2809番地
破産者　三好　雅宏
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部